

## 岬町木造住宅耐震改修設計及び耐震改修補助金交付要綱

制 定 平成31年 4 月 1 日  
最終改正 令和 3 年 1 2 月 2 7 日

### (目的)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号(以下「耐促法」という。))の趣旨に鑑み、本町に存する木造住宅(国及び地方公共団体が所有する建築物を除く。以下同じ。)の耐震化を図る所有者に対し、予算の範囲内において岬町木造住宅耐震改修設計及び耐震改修補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、町域の木造住宅の耐震化を促進し、もって地震による町内の人的・経済的な被害の軽減を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する建築物のうち木造のもので、かつ一戸建ての住宅、長屋住宅及び共同住宅(耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、地階を除く階数が原則として3階以上のものを除く。以下同じ。)に該当するもの(当該木造住宅が店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあっては当該用途に該当する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満であるものに限る。)をいう。
- (2) 耐震診断 耐促法第4条第2項第3号に規定する技術上の指針に基づき、耐震改修技術者が木造住宅の耐震性について判定するものであって、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法(時刻暦応答計算による方法を除く。以下同じ。)」その他町長が適当と認める方法に基づき、木造住宅の耐震性について判定する診断をいう。ただし、当該「一般診断法」又は「精密診断法」は、原則、「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」によるものをいう。
- (3) 耐震改修技術者 次のいずれかに該当する技術者をいう。
  - ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士で一般財団法人日本建築防災協会が原則、平成24年度以降に主催する木造耐震診断資格者講習及び木造耐震改修技術者講習を受講し、「講習終了証明書」の交付を受けた者
  - イ 公益社団法人大阪府建築士会が原則、平成24年度以降に主催する既存木造住宅の耐震診断・改修講習会を受講し、受講修了者名簿に登録された者
  - ウ その他町長がア及びイに掲げる者と同等以上の技術を有すると認めた者
- (4) 耐震診断結果 耐震診断の判定方法である「一般診断法」又は「精密診断法」による総合評価における上部構造評点(第2号に規定する町長が適当と認める方法にあっては、当該方法を用いて得た数値)をいう。
- (5) 耐震改修計画 耐震診断結果の数値(第2号に規定する町長が適当と認める方法にあっては、当該方法を用いて得た数値。以下同じ。)が1.0未満の木造住宅について、耐震改修後の数値を1.0以上まで高めるための計画で耐震改修技術者が作成したものをいう。

(6) 耐震改修 耐震改修計画に基づいて行う工事（第3号の耐震改修技術者により工事監理が行われるものに限る。）をいう。

（補助対象建築物）

第3条 補助の対象となる木造住宅（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、この要綱に基づき既に補助金の交付を受けたものは、対象外とする。

- (1) 原則として昭和56年5月31日以前に法第6条第1項に規定する確認を受けて建築された木造住宅
- (2) 耐震診断結果の数値が1.0未満であるもの
- (3) 現に居住している、又はこれから居住しようとする木造住宅
- (4) その他町長が特に認めるもの

2 補助対象建築物の所有者と占有者又は土地所有者が異なる場合は、当該建築物の耐震改修計画の作成（以下「耐震改修設計」という。）及び耐震改修を行うことについて、当該利害関係者との協議等が整っていないなければならない。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、前条に規定する補助対象建築物を所有する個人であって、直近の課税所得金額が5,070,000円未満の者とする。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象経費は、耐震改修設計及び耐震改修に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。ただし、補助の対象経費には、少なくとも耐震改修工事に要する費用が含まれていなければならない。

- (1) 耐震改修設計に要する費用（当該耐震改修設計に基づく耐震改修が補助金の交付決定の日の属する会計年度の3月15日までに完了する場合に限る。）ただし、賃貸住宅にあっては、耐震改修設計に要する費用は対象外とする。
- (2) 耐震改修に要する費用（必要となる撤去費及び再仕上げ等の費用を含む。）

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、その合計額は、前条第2号に規定する費用に10分の8を乗じて得た額（その額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を限度とする。

- (1) 前条第1号に規定する費用に係る補助金の額は、当該費用に10分の7を乗じて得た額とする。ただし、100,000円（長屋又は共同住宅にあっては、1戸当たり100,000円として算出して得た額）を限度とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- (2) 前条第2号に規定する費用に係る補助金の額は、次のア及びイに掲げる額の合計額とする。

ア 当該費用の額は、400,000円（長屋又は共同住宅にあっては、1戸当たり400,000円として算出して得た額。なお、耐震改修に要する費用が400,000円未満の場合は、その額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、収入分位40%以下の世帯の月額所得額（214,000円）以下の場合は、600,000円（長屋又は共同住宅にあっては、

1戸当たり600,000円として算出して得た額。なお、耐震改修に要する費用が600,000円未満の場合は、その額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を限度とする。

イ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、補助対象者が既存住宅の耐震改修をした場合に、当該補助対象者の所得税額から特別控除される額

2 補助金の交付にあたっては、あらかじめ前項各号に規定する額の合計額から同項第2号イに規定する額を差し引いて、補助対象者に交付するものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震改修設計を実施する前に、岬町木造住宅耐震改修設計及び耐震改修補助金交付申請書（様式第1号）に町長が別に定める必要書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、耐震改修設計を実施した後に補助金の交付申請をしようとする者については、第5条第2号に規定する費用に限り補助金の対象として、当該申請を受理する。この場合においては、前条第1項第1号に規定する額を0として同条の規定を適用する。

（補助金の交付決定及び通知）

第8条 町長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、岬町木造住宅耐震改修設計及び耐震改修補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、当該補助金の交付について条件を付けることができる。

2 町長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、岬町木造住宅耐震改修設計及び耐震改修補助金を交付しない旨の通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（耐震改修設計及び耐震改修の着手）

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知書を受け取った日からおおむね30日以内に耐震改修設計（耐震改修設計を実施した後に第7条の規定に基づき交付申請をした補助事業者にあつては、耐震改修）に着手するものとし、着手したときは直ちに岬町木造住宅耐震改修設計及び耐震改修着手届（様式第4号）に町長が別に定める必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（耐震改修計画についての協議）

第10条 補助事業者は、耐震改修に着手する前に、耐震改修設計を実施し、岬町木造住宅耐震改修計画協議書（様式第5号）に町長が別に定める必要書類を添えて町長に提出し、耐震改修計画についての協議を完了しなければならない。ただし、耐震改修設計を実施した後に第7条の規定に基づき補助金の交付申請をしようとする者については、補助金の交付申請時に、交付申請書にあわせ当該協議書その他必要書類を添えて町長に申請し、協議を行うものとする。

（耐震改修設計及び耐震改修の変更及び中止）

第11条 補助事業者は、第7条に規定する補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、岬町木造住宅耐震改修設計及び耐震改修変更承認申請書兼木造住宅耐震改修設計及び耐震改修補助金交付変更申請書（様式第6号）に町長が別に定める必要書類を添

えて町長に申請し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更が生じない場合は、岬町木造住宅耐震改修設計及び耐震改修変更届（様式第7号）に町長が別に定める必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、補助事業者に対し岬町木造住宅耐震改修設計及び耐震改修変更承認通知書兼木造住宅耐震改修設計及び耐震改修補助金交付変更決定通知書（様式第8号）により承認を行うものとする。その場合において、必要と認めるときは補助金の額その他補助金の交付決定に係る内容等を変更することができる。

3 補助事業者は、耐震改修設計及び耐震改修を中止しようとするときは、あらかじめ岬町木造住宅耐震改修設計及び耐震改修中止届（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

4 前項の規定による取下げがあったときは、第8条の補助金交付の決定は、取り消されたものとみなす。

（中間検査）

第12条 補助事業者は、当該耐震改修が町長の指定する工程に達したときから4日以内に、岬町木造住宅耐震改修設計及び耐震改修中間検査申請書（様式第10号）に岬町木造住宅耐震改修工事監理報告書（様式第11号）その他町長が別に定める必要書類を添えて、中間検査を町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の中間検査の申請のあった日からおおむね7日以内に、補助事業の適切な施工の確認のため、現地において中間検査を行うものとする。ただし、町長は、前項の規定により提出された必要書類等により、当該耐震改修が耐震改修計画に基づき適正に実施されていることが確認できる場合は、書面等による検査により現地での中間検査に代えることができる。

3 町長は、前項の中間検査の結果、耐震改修の内容が適正であると確認したときは、補助事業者に対し岬町木造住宅耐震改修設計及び耐震改修中間検査合格証（様式第12号）を交付するものとする。

4 町長は、第2項の中間検査について、その全部又は一部を委任又は委託により行わせることができる。

（完了報告）

第13条 補助事業者は、耐震改修完了後、岬町木造住宅耐震改修設計及び耐震改修完了報告書（様式第13号）に町長が別に定める必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による完了報告は、耐震改修の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定の日の属する会計年度の3月15日のいずれか早い日までに町長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 町長は、前条の規定により報告書を受領したときは、当該報告書等の内容を審査し、耐震改修設計及び耐震改修が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、岬町木造住宅耐震改修設計及び耐震改修補助金交付額確定通知書（様式第14号）により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条 補助事業者は、前条の規定による補助金の交付額確定の通知を受けたときは、岬町木造住宅耐震改修設計及び耐震改修補助金交付請求書（様式第15号）に町長が別に定める必要書類を添えて、町長に補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第16条 町長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求者に対し補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第17条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適当であると認められるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、岬町木造住宅耐震改修設計及び耐震改修補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第18条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、岬町木造住宅耐震改修設計及び耐震改修補助金返還命令書（様式第17号）により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補助事業者に対する指導）

第19条 町長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため、必要があると認める場合、補助事業者に対し、報告を求め、必要な指導及び助言をすることができる。

（書類の保存）

第20条 補助事業者は、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び書類を整備し、かつ、これらの帳簿及び書類を補助金の交付決定を行った年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（岬町木造住宅耐震改修設計補助金交付要綱等の廃止）

2 岬町木造住宅耐震改修設計補助金交付要綱（平成30年岬町要綱第20号）及び岬町木造住宅耐震改修補助金交付要綱（平成20年岬町要綱第15号）は、廃止する。

附 則（令和3年12月27日要綱第83号）

この要綱は、令和3年12月27日から施行する。